

多賀城市新水道ビジョン【第2期】案に対するパブリックコメントの募集結果

募集期間: 令和8年2月10日(火)から令和8年2月24日(火)まで

番号	意見概要	市の対応
1	<p>多賀城市新水道ビジョン（平成28年度～令和7年度）で定めた施策（13項目、26施策）のほとんどが達成されたことはご同慶の至りです。</p> <p>今次、多賀城市新水道ビジョン第2期においても、前期とほぼ同様の施策を掲げており、大筋では賛同するものです。</p> <p>しかしながら、当然のこととはいえ、事業の根本である「水道法」、とりわけ第一条で定められた「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」を明記し、利用者である市民と事業者である多賀城市上下水道部がこの目的を共有し、共通の立場で「上下水道事業」のあり方を考える必要があると考えるものです。</p>	<p>「水道法」第1条の目的を明記していないものの、その内容については、新水道ビジョン【第2期】の基本理念・基本方針として定めており、施策・具体的取組として進めてまいります。</p>
2	<p>「強靱」（P26以降）については、「多賀城市の災害」（P6）が示すように、自然災害の発生が多いことから、特に「管路更新の継続」（P26）の「耐震化率の目標」については、更なる引き上げが求められていると思います。</p>	<p>現在の状況から推測される目標を設定しています。</p> <p>また、経営戦略・財政状況との整合性を図りながら、管路の整備・更新を進めてまいります。</p>
3	<p>「持続」（P28）については、水道法の目的に「清浄にして豊富低廉な水の供給」を掲げていることは重要と思います。施策5（P28）では、「定期的に現行水道料金の妥当性を検証し、5年ごとの料金算定期間を設け、適切な料金を設定していきます。」としています。</p> <p>ご承知のように、上下水道は、生活にとって欠かせないものであり、その料金は市民生活に直結することからも、料金の「妥当性の検証」や「適切な料金を設定」等については、貴所、市役所、市議会だけでなく、市民に「財務諸表」等を提供し、広く意見を求められるよう強く要請するものです。</p>	<p>財務諸表等については、議会等への公表は当然のことながら、市ホームページ（多賀城市水道事業会計決算）でも公表しております。</p> <p>また、ご意見等については市ホームページデータに「ご意見・ご要望・お問い合わせ」のページを掲載しております。</p>
4	<p>「経営指標」が示されていますが、市民にとっては指数（比率など）の記載だけでは非常に分かりづらく、収支状況は分かりません。</p> <p>水道事業は「装置型の事業」であり、費用で大きいのは「減価償却費」であり、受水費、委託費などと思います。「利益」が施設の更新の財源（一部）となることは承知していますが、「低廉な水の供給」との関係からも「利益」見通しを明確にすべきと思います。こうした点から「健全な経営の確保」の記述については、改めるべきと考えるものです。</p>	<p>「経営指標」の説明等については、市ホームページ（公営企業経営比較分析の公表（上水道））で公表しております。</p> <p>施策5の健全な経営の確保については、市ホームページ（多賀城市水道事業経営戦略）を公表し利益の見通しを明記しております。</p> <p>「健全な経営の確保」ができていればこそ、「低廉な水の供給」が可能になってくると考えております。</p>
5	<p>人員体制、賃金など職員の待遇についても明らかにされるよう要望します。</p>	<p>多賀城市職員の給与等について市ホームページ（人事行政の運営などの状況）で水道・下水道事業の公営企業についても公表しております。</p>